

第 2 2 期 第 2 0 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年3月7日（火）午後1時45分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	委 員	古 川 今日志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	佐々木 信 昭
	〃	山 本 幸 宏
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	堀 内 精 二
	〃	竹ヶ原 公
	欠席委員	立 石 政 男
〃	柴 田 武 信	
〃	東 信 行	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主 幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美奈子
県 側	水産振興課	清 藤 真 樹
	総括主幹	内 山 弘 章
	技 師	田 村 直 明
	下北地方水産事務所	副 所 長

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：青森県西部海区漁場計画について（諮問）

議案第3号：特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

第3号議案：原案どおり答申することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第20回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

協議会に引き続きの委員会でございますけども、委員の皆様には、御案内を差し上げたところ、御多忙の中、御出席をいただき、感謝いたしております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人として、黒滝委員と福田委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

早速、議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったものであり、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

次に、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、補足説明させていただきます。

資料の方をおめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

いつものように、漁業種類と漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を説明させていただきます。

漁業種類は、かれい固定式刺し網漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、むつ市川内町に住所を有する者ということで、川内町漁協の組合員ということになっております。

許可または起業の認可をすべき船舶等の数は2隻ということになっております。

説明の方は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

それでは、特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることと決定したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「青森県西部海区漁場計画について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

本件につきましては、先ほど開かれた協議会において、諮問どおりで差し支えない旨、委員会に諮ることで決定されたところですが、このように答申してよろしいか御審議いただきたいと思います。

なお、答申に当たって、若干の字句修正がある場合、事務局一任ということをお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

会 長

続きまして、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

この件につきましては、県から補足説明はございません。

御審議をよろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

それでは、特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりと決定したいと思
いますけども、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第2号「青森県西部海区漁場計画について（諮問）」は、諮問どお
りと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

続きまして、議案第3号「特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）
に関する令和5管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設置について（諮問）」
を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号の資料1を御覧ください。

県知事からの諮問文です。件名及び主要部分のみ読み上げます。

諮問書、特定水産資源（すけとうだら太平洋系群及びするめいか）に関する令和5
管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について。

令和5年2月14日付け4水管第3412号で農林水産大臣から通知があったため、
漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとした
いので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、諮問にいたった経緯等につきましては、この諮問文のとおりで
あり、今回の諮問は、国から示された数量を本県漁獲可能量としてよろしいか意見を
求めているものであります。

詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、省略させていただきます。

事務局からは以上です。

会 長

次に、県からの説明をお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、補足説明させていただきます。

議案第3号資料1の3ページ目を御覧ください。

令和5年2月14日付けで、農林水産大臣から本県に該当するものとして、すけとうだら太平洋系群及びするめいかに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理漁獲可能量については、漁業法において、県資源管理方針に即して定めることとなっており、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことになっていきますので、貴委員会に諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。

今般、本県の知事管理漁獲可能量として設定し公表するのは、すけとうだら太平洋系群及びするめいかとなります。

また、すけとうだら太平洋系群及びするめいかの配分数量は、現行水準となっております。

これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで県の資源管理方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものになります。

3ページ目の国からの通知では、目安数量を示されており、この数を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、県から助言・指導等を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

以上が知事管理漁獲可能量の設定について補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ございませんか。

特に御質問、御意見もないようですので、議案第3号については、諮問どおりと決定することとしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第3号は諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

これで議事を全て終了し、これをもちまして、第22期第20回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時55分